**市内業者優先発注等に係る実施方針について**

　令和３年２月１日

　大網白里市　財政課

１．目的

　本方針は、大網白里市が実施する公共調達について、市内業者への優先発注に係る実施方針を定めることにより、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内業者の育成及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

２．適用

　　　制限付き一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定する契約のうち、

令和３年度予算執行分から適用する。

３．業者区分及び定義

|  |  |
| --- | --- |
| 業者区分 | 定　義 |
| 市　内 | 大網白里市内に本社、本店（以下「本社等」という）を有する業者 |
| 準市内 | 大網白里市外に本社等を有するが、大網白里市内に支店、支社及び営業所（以下「営業所等」という）を有する業者 |
| 郡市内 | 東金市、山武市、山武郡九十九里町、山武郡芝山町又は山武郡横芝光町に本社等又は営業所等を有する、市内及び準市内に該当しない業者 |
| 県　内 | 千葉県内に本社等又は営業所等を有し、市内、準市内及び郡市内に該当しない業者 |
| 県　外 | 上記以外の業者 |

※営業所等で契約権限等の委任がない場合、本社等の所在地で業者区分を決定する。

４．実施方針

　　　別表に定める分野については、原則として市内業者を優先して選定するものとする。ただし、技術的難易度の高いもの又は競争性が確保されないものについては、準市内、郡市内、県内、県外業者へ順次対象を拡大するものとする。

５．業者区分の選定方法

　　　別表に定める分野については、下表により業者区分を選定するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 業者区分 | 備考 |
| 原　則 | 市内 |  |
| 例　外  （技術的難易度が高いもの・競争性が確保できないもの） | ①市内＋準市内 | ①から④へ順次業者区分を拡大する |
| ②市内＋準市内＋郡市内 |
| ③市内＋準市内＋郡市内＋県内 |
| ④市内＋準市内＋郡市内＋県内＋県外 |

（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分　野 | 範　囲 | 資格要件等 |
| 建設工事等 | ・建設工事の請負  ・建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務委託（以下「建設コンサルタント等の業務」という） | ①大網白里市建設工事等入札参加資格者名簿に登載された業者から選定し、原則として市内業者を優先して選定する。  ②技術的難易度の高い建設工事又は建設コンサルタント等の業務で市内業者のみでは対応できないとき、又は市内業者だけでは競争性が確保できないとき（概ね7者未満）は、業者の有する資格・実績等を総合的に勘案して、準市内、郡市内、県内、県外業者へ順次対象を拡大する。 |
| 委託 | ・委託（大分類05：緑地管理・道路清掃） | ①大網白里市建設工事等入札参加資格者名簿に登載された業者から選定し、原則として市内業者を優先して選定する。  ②技術的難易度の高い業務で市内業者のみでは対応できないとき、又は市内業者だけでは競争性が確保できないとき（概ね7者未満）は、業者の有する資格・実績等を総合的に勘案して、準市内、郡市内、県内、県外業者へ順次対象を拡大する。 |

※ガス事業課が発注する建設工事等を除く。

※上記以外の分野については「制限付き一般競争入札参加資格要件設定基準」により資格要件を設定するものとする。